

議案第6号関連資料

明石市建設関係手数料徴収条例の一部改正について (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法関連)

1 改正の目的

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」）および建築基準法等の一部が改正され、令和7年4月1日に施行されることから、これに伴う審査及び検査に係る手数料の改正及び新設のため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1)建築物省エネ法関係

①建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に対する審査及び検査に係る手数料の新設

建築物省エネ法改正により、これまで300㎡以上の新築等を行う非住宅建築物のみに義務付けがされていた建築物エネルギー消費性能適合義務が新築等を行うすべての建築物に拡大されることから、その拡大された建築物のエネルギー消費性能適合性判定申請に対する審査及び検査に係る手数料を新設します。

(2)建築基準法関係

①小規模建築物の審査や検査の特例廃止に伴う手数料の改正

(建築基準法 第6条 第7条 第7条の3 関係)

建築基準法改正により、審査や検査の特例制度（建築士が設計・工事監理を行った建築物は、審査や検査項目の一部が緩和される制度）が廃止され、小規模建築物であっても建築確認申請に対する審査及び検査に要する時間が増加することから、審査及び検査に係る手数料を改正します。

②廃校後の校舎を利用する地域再生法の整備方針に合致した建築物に対する絶対高さ制限の適用除外の認定手数料の新設（建築基準法 第55条 関係）

地方再生法第17条の44の改正により新設された建築基準法第55条第4項第2号の認定手数料を新設します。

(3)その他

建築物省エネ法その他法令の一部改正に伴う引用条項のずれその他規定の整備を図ります。

3 兵庫県内の状況

県内各特定行政庁は、改正時期及び手数料額ともに同様になる見込みです。

4 施行期日

改正法の施行の日である令和7年4月1日を予定しています。